

配水管工事標準仕様書 改定の要旨

ページ	改定項目	主な改定内容
16	第1章 総則 第1節 一般事項 1.1.16 諸法令等の遵守	○東京都個人情報保護に関する条例の廃止に伴い記載内容を修正した。
17	1.1.17 官公署等への手続等	○仮設物の占用についての注意喚起を追記した。
348	附則-8 給水管工事受注者 提出書類一覧 水道メータ前後の一部配管 替え施工承諾書	○様式の押印について、自署又は記名押印に変更した（給水部要望）。
352	貸与資料管理表	○不要となった様式を削除した（給水部要望）。

## 配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (1.1.16 諸法令等の遵守)	現 行 (1.1.16 諸法令等の遵守)
<p><b>(1) 諸法令の遵守</b> 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行うこと。 なお、主な法令は、参考として章末に例示する。</p> <p><b>(2) 法令違反の処置</b> 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合には、発生するであろう責任が、発注者に及ばないようにすること。</p> <p><b>(3) 不適当な契約図書の処置</b> 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが(1)の諸法令に照らし不適当又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。</p> <p><b>(4) 個人情報の保護</b> 受注者は、個人情報の保護に当たり、「<b>個人情報の保護に関する法律</b>」(平成 15 年法律第 57 号)を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。</p> <p><b>(5) 情報セキュリティの確保</b> 電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。 なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。</p>	<p><b>(1) 諸法令の遵守</b> 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行うこと。 なお、主な法令は、参考として章末に例示する。</p> <p><b>(2) 法令違反の処置</b> 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合には、発生するであろう責任が、発注者に及ばないようにすること。</p> <p><b>(3) 不適当な契約図書の処置</b> 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが(1)の諸法令に照らし不適当又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。</p> <p><b>(4) 個人情報の保護</b> 受注者は、個人情報の保護に当たり、「<b>東京都個人情報の保護に関する条例</b>」(平成 2 年 12 月 21 日条例第 113 号)を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。</p> <p><b>(5) 情報セキュリティの確保</b> 電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。 なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。</p>

## 配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (1.1.17 官公署への手続等)	現 行 (1.1.17 官公署への手続等)
<p>(1) 一般事項 受注者は、工事期間中、常に関係官公署及びその他の関係機関との連絡できる体制を維持すること。</p> <p>(2) 関係機関への届出 受注者は、工事施行に伴う受注者の行うべき関係官公署、その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けること。 <b>なお、受注者は、仮設物が道路上を占用する場合は、関係法令への対応方針について必ず施工前に当局に報告し、道路管理者の了承を得たことを確認したのちに施工すること。</b></p> <p>(3) 監督員への事前報告 受注者は、(2)の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告すること。 なお、申請の結果については、速やかに監督員にその書面の写しを提出すること。</p> <p>(4) 許可承諾条件の遵守 受注者は、許可、承諾等に条件がある場合、これを遵守する。 なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(5) コミュニケーション 受注者は、工事の施行に当たり、節度のある態度でコミュニケーションを取り、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。</p> <p>(6) 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たること。</p> <p>(7) 交渉時の注意 受注者は、国、区市町村その他関係公共団体、地域住民等と工事の施行上必要な交渉を、自らの責任において行うこと。 また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉には誠意をもって対応すること。</p> <p>(8) 交渉内容の明確化 受注者は、(1)から(7)までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、その指示に従うこと。</p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事期間中、常に関係官公署及びその他の関係機関との連絡できる体制を維持すること。</p> <p>(2) 関係機関への届出 受注者は、工事施行に伴う受注者の行うべき関係官公署、その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けること。</p> <p>(3) 監督員への事前報告 受注者は、(2)の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告すること。 なお、申請の結果については、速やかに監督員にその書面の写しを提出すること。</p> <p>(4) 許可承諾条件の遵守 受注者は、許可、承諾等に条件がある場合、これを遵守する。 なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(5) コミュニケーション 受注者は、工事の施行に当たり、節度のある態度でコミュニケーションを取り、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。</p> <p>(6) 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たること。</p> <p>(7) 交渉時の注意 受注者は、国、区市町村その他関係公共団体、地域住民等と工事の施行上必要な交渉を、自らの責任において行うこと。 また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉には誠意をもって対応すること。</p> <p>(8) 交渉内容の明確化 受注者は、(1)から(7)までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、その指示に従うこと。</p>

## 配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定（〈参考 関係法令等〉）	現 行（〈参考 関係法令等〉）
(1) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)	(1) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
(2) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)	(2) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)
(3) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)	(3) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
(4) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)	(4) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
(5) 作業環境測定法 (昭和 50 年法律第 28 号)	(5) 作業環境測定法 (昭和 50 年法律第 28 号)
(6) じん肺法 (昭和 35 年法律第 30 号)	(6) じん肺法 (昭和 35 年法律第 30 号)
(7) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)	(7) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
(8) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)	(8) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)
(9) 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)	(9) 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)
(10) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)	(10) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
(11) 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号)	(11) 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年法律第 33 号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年法律第 33 号)
(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年法律第 94 号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年法律第 94 号)
(14) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)	(14) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
(15) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)	(15) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
(16) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)	(16) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)
(17) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)	(17) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)
(18) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	(18) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)
(19) 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	(19) 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)
(20) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	(20) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
(21) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)	(21) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)
(22) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)	(22) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)
(23) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)	(23) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
(24) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)	(24) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
(25) 鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号)	(25) 鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号)
(26) 軌道法 (大正 10 年法律第 76 号)	(26) 軌道法 (大正 10 年法律第 76 号)
(27) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)	(27) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
(28) 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)	(28) 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
(29) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における送料の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号)	(29) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における送料の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号)
(30) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)	(30) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
(31) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)	(31) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
(32) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)	(32) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
(33) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)	(33) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)
(34) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)	(34) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)
(35) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法 (昭和 43 年法律第 98 号)	(35) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法 (昭和 43 年法律第 98 号)
(36) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)	(36) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)

(37) 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)	(37) 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)
(38) 火薬類取締法	(昭和 25 年法律第 149 号)	(38) 火薬類取締法	(昭和 25 年法律第 149 号)
(39) 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)	(39) 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)
(40) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)	(40) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)
(41) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 3 年法律第 48 号)	(41) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 3 年法律第 48 号)
(42) 土壤汚染対策法	(平成 14 年法律第 53 号)	(42) 土壤汚染対策法	(平成 14 年法律第 53 号)
(43) 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)	(43) 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)
(44) 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)	(44) 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)
(45) 測量法	(昭和 24 年法律第 188 号)	(45) 測量法	(昭和 24 年法律第 188 号)
(46) 計量法	(平成 4 年法律第 51 号)	(46) 計量法	(平成 4 年法律第 51 号)
(47) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 12 年法律第 100 号)	(47) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 12 年法律第 100 号)
(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年法律第 104 号)	(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年法律第 104 号)
(49) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成 12 年法律第 127 号)	(49) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成 12 年法律第 127 号)
(50) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和 42 年法律第 131 号)	(50) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和 42 年法律第 131 号)
(51) 厚生年金保険法	(昭和 29 年法律第 115 号)	(51) 厚生年金保険法	(昭和 29 年法律第 115 号)
(52) 最低賃金法	(昭和 34 年法律第 137 号)	(52) 最低賃金法	(昭和 34 年法律第 137 号)
(53) 所得税法	(昭和 40 年法律第 33 号)	(53) 所得税法	(昭和 40 年法律第 33 号)
(54) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和 44 年法律第 84 号)	(54) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和 44 年法律第 84 号)
(55) 技術士法	(昭和 58 年法律第 25 号)	(55) 技術士法	(昭和 58 年法律第 25 号)
(56) 著作権法	(昭和 45 年法律第 48 号)	(56) 著作権法	(昭和 45 年法律第 48 号)
(57) 特許法	(昭和 34 年法律第 121 号)	(57) 特許法	(昭和 34 年法律第 121 号)
(58) 個人情報の保護に関する法律	(平成 15 年法律第 57 号)	(58) 個人情報の保護に関する法律	(平成 15 年法律第 57 号)
(59) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成 17 年法律第 18 号)	(59) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成 17 年法律第 18 号)
(60) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 18 年法律第 62 号)	(60) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 18 年法律第 62 号)
(61) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(平成 15 年法律第 58 号)	(61) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(平成 15 年法律第 58 号)
(62) 警備業法	(昭和 47 年法律第 117 号)	(62) 警備業法	(昭和 47 年法律第 117 号)
(63) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(平成 18 年法律第 91 号)	(63) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(平成 18 年法律第 91 号)
(64) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(平成 12 年東京都条例第 215 号)	(64) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(平成 12 年東京都条例第 215 号)
(65) 水道施設の技術的基準を定める省令	(平成 12 年厚生省令第 15 号)	(65) 水道施設の技術的基準を定める省令	(平成 12 年厚生省令第 15 号)
(66) 労働安全衛生規則	(昭和 47 年労働省令第 32 号)	(66) 労働安全衛生規則	(昭和 47 年労働省令第 32 号)
(67) 酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号)	(67) 酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号)
(68) 石綿障害予防規則	(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)	(68) 石綿障害予防規則	(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)
(69) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年 9 月 2 日付国土交通省告示第 496 号)	(69) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年 9 月 2 日付国土交通省告示第 496 号)

<p>(70) 東京都給水条例 (昭和 33 年東京都条例第 41 号)</p> <p>(71) 東京都給水条例施行規程 (昭和 33 年東京都水道局管理規程第 1 号)</p> <p>(72) 東京都工業用水道条例 (昭和 38 年東京都条例第 72 号)</p> <p>(73) 東京都工業用水道条例施行規程 (昭和 38 年東京都水道局管理規程第 9 号)</p> <p>(74) 東京都火災予防条例 (昭和 37 年東京都条例第 65 号)</p> <p>(75) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 111 号)</p> <p>(76) 産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号)</p>	<p>(70) 東京都給水条例 (昭和 33 年東京都条例第 41 号)</p> <p>(71) 東京都給水条例施行規程 (昭和 33 年東京都水道局管理規程第 1 号)</p> <p>(72) 東京都工業用水道条例 (昭和 38 年東京都条例第 72 号)</p> <p>(73) 東京都工業用水道条例施行規程 (昭和 38 年東京都水道局管理規程第 9 号)</p> <p>(74) 東京都火災予防条例 (昭和 37 年東京都条例第 65 号)</p> <p>(75) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 111 号)</p> <p>(76) 産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号)</p> <p>(77) 東京都個人情報の保護に関する条例 (平成 2 年 12 月 21 日条例第 113 号)</p>
--	---

改定（附則-8 給水管工事受注者提出書類一覧）

【お客さま控え】

年 月 日

水道メータ前後の一部配管替え施工承諾書

東京都水道局長 殿

水道メータの所在地	区 市 丁目 番 号 町
給水設備設置者(所有者) 住所・氏名	区 市 丁目 番 号 町 氏名 電話

(自署又は記名押印)

計量法に定める水道メータの検定有効期間満了に伴い東京都が行うメータ取替えに当たり、下記の事項を承諾します。

記

1 対象のお客さま番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※対象が複数ある場合

別紙に記載されている対象のお客さま番号についても確認し、同意します。

2 水道メータの取替えに当たり必要となる次の範囲の配管替え及び止水栓の取替えを東京都が行うことに同意します。

配管替えの範囲

メータ上流側： \_\_\_\_\_ m          メータ下流側： \_\_\_\_\_ m

止水栓の取替え

3 前項の配管替え（止水栓の取替えを除く）は、メータの取替えを行うための一時的なもの（仮設）であることに同意し、正規な配管への更新は、所有者において行います。

4 給水設備の所有者を変更するときは、この承諾事項について、譲受人に承継します。

5 配管替え施工において発生する廃材についての処分を依頼します。

現行（附則-8 給水管工事受注者提出書類一覧）

【水道局用】

年 月 日

水道メータ前後の一部配管替え施工承諾書

東京都水道局長 殿

水道メータの所在地	区 市 丁目 番 号 町
給水設備設置者(所有者) 住所・氏名	区 市 丁目 番 号 町 氏名 電話

印

計量法に定める水道メータの検定有効期間満了に伴い東京都が行うメータ取替えに当たり、下記の事項を承諾します。

記

1 対象のお客さま番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※対象が複数ある場合

別紙に記載されている対象のお客さま番号についても確認し、同意します。

2 水道メータの取替えに当たり必要となる次の範囲の配管替え及び止水栓の取替えを東京都が行うことに同意します。

配管替えの範囲

メータ上流側： \_\_\_\_\_ m          メータ下流側： \_\_\_\_\_ m

止水栓の取替え

3 前項の配管替え（止水栓の取替えを除く）は、メータの取替えを行うための一時的なもの（仮設）であることに同意し、正規な配管への更新は、所有者において行います。

4 給水設備の所有者を変更するときは、この承諾事項について、譲受人に承継します。

5 配管替え施工において発生する廃材についての処分を依頼します。

## 配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (附則-8 給水管工事受注者提出書類一覧)	現 行 (附則-8 給水管工事受注者提出書類一覧)																																																																																																																																																																							
削除	<p>(漏水防止用)</p> <p><b>貸与資料管理表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支所 課 担当</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">工事件名</td> <td colspan="4">水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>契約期間</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td>監督員</td> <td></td> <td>受注者</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 / ページ</td> <td>担当者</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 5%;">指示番号</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">資料等名称</th> <th rowspan="3" style="width: 5%;">数量</th> <th rowspan="3" style="width: 5%;">単位</th> <th rowspan="3" style="width: 5%;">形状</th> <th colspan="3">貸与 (複写) 時</th> <th colspan="3">返却 (提出) 時</th> <th rowspan="3" style="width: 5%;">備考</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">水道局</th> <th colspan="2">受注者</th> <th colspan="2">受注者</th> <th style="width: 5%;">水道局</th> </tr> <tr> <th>監督員</th> <th>受注者名</th> <th>担当者</th> <th>受注者名</th> <th>担当者</th> <th>監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>A 版</td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td></td> <td>( / )</td> <td>( / )</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: 0.8em;">(注1) 監督員は、この管理表に基づき、個人情報の管理を行う。  (注2) 本様式は、機動作業・給水管耐震強化・材質改善 (私道内給水管ステンレス化工事除く) ・計画作業等に使用する。</p>	支所 課 担当		工事件名	水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事)						契約期間	令和	年	月	日から				令和	年	月	日まで	監督員		受注者						1 / ページ	担当者					指示番号	資料等名称	数量	単位	形状	貸与 (複写) 時			返却 (提出) 時			備考	水道局	受注者		受注者		水道局	監督員	受注者名	担当者	受注者名	担当者	監督員				枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )					枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
支所 課 担当		工事件名	水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事)																																																																																																																																																																					
		契約期間	令和	年	月	日から																																																																																																																																																																		
			令和	年	月	日まで																																																																																																																																																																		
監督員		受注者																																																																																																																																																																						
	1 / ページ	担当者																																																																																																																																																																						
指示番号	資料等名称	数量	単位	形状	貸与 (複写) 時			返却 (提出) 時			備考																																																																																																																																																													
					水道局	受注者		受注者		水道局																																																																																																																																																														
					監督員	受注者名	担当者	受注者名	担当者	監督員																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )																																																																																																																																																														



改定原稿

改定ページのみ

配水管工事標準仕様書

令和5年4月1日一部改定

に協議すること。

#### (2) 文化財発見時の処置

受注者が施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

### 1.1.16 諸法令等の遵守

#### (1) 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗よくを図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行うこと。

なお、主な法令は、参考として章末に例示する。

#### (2) 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合には、発生するであろう責任が、発注者に及ばないようにすること。

#### (3) 不適當な契約図書等の処置

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが(1)の諸法令に照らし不適當又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。

#### (4) 個人情報の保護

受注者は、個人情報の保護に当たり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守すること。

当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

#### (5) 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。

### 1.1.17 官公署等への 手続等

#### (1) 一般事項

受注者は、工事期間中、常に関係官公署及びその他の関係機関との連絡できる体制を維持すること。

## (2) 関係機関への届出

受注者は、工事施行に伴う受注者の行うべき関係官公署、その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けること。

なお、受注者は、仮設物が道路上を占用する場合は、関係法令への対応方針について必ず施工前に当局に報告し、道路管理者の了承を得たことを確認したのちに施工すること。

## (3) 監督員への事前報告

受注者は、(2)の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告すること。

なお、申請の結果については、速やかに監督員にその書面の写しを提出すること。

## (4) 許可承諾条件の遵守

受注者は、許可、承諾等に条件がある場合、これを遵守する。

なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議すること。

## (5) コミュニケーション

受注者は、工事の施行に当たり、節度のある態度でコミュニケーションを取り、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。

## (6) 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たること。

## (7) 交渉時の注意

受注者は、国、区市町村その他関係公共団体、地域住民等と工事の施行上必要な交渉を、自らの責任において行うこと。

また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉には誠意をもって対応すること。

## (8) 交渉内容の明確化

受注者は、(1)から(7)までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、その指示に従うこと。

### 1.1.18 不可抗力による損害

## (1) 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条（天災その他の不可抗力による損害）の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告す

ること。

(2) 設計図書で定めた基準

契約書第28条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」と

- (54) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第 84号)
- (55) 技術士法 (昭和58年法律第 25号)
- (56) 著作権法 (昭和45年法律第 48号)
- (57) 特許法 (昭和34年法律第121号)
- (58) 個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第 57号)
- (59) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第 18号)
- (60) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律  
(平成18年法律第 62号)
- (61) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
(平成15年法律第 58号)
- (62) 警備業法 (昭和47年法律第117号)
- (63) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成18年法律第91号)
- (64) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
(平成12年東京都条例第215号)
- (65) 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成12年厚生省令第 15号)
- (66) 労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第 32号)
- (67) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和47年労働省令第 42号)
- (68) 石綿障害予防規則 (平成17年厚生労働省令第 21号)
- (69) 建設工事公衆災害防止対策要綱  
(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)
- (70) 東京都給水条例 (昭和33年東京都条例第41号)
- (71) 東京都給水条例施行規程 (昭和33年東京都水道局管理規程第 1号)
- (72) 東京都工業用水道条例 (昭和38年東京都条例第72号)
- (73) 東京都工業用水道条例施行規程  
(昭和38年東京都水道局管理規程第 9号)
- (74) 東京都火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号)
- (75) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律  
(平成28年法律第111号)
- (76) 産業標準化法 (昭和24年法律第185号)

## 水道メータ前後の一部配管替え施工承諾書

東京都水道局長 殿

水道メータの所在地	区 市 丁目 番 号 町
給水設備設置者(所有者) 住所・氏名	区 市 丁目 番 号 町 氏名 電話 (自署又は記名押印)

計量法に定める水道メータの検定有効期間満了に伴い東京都が行うメータ取替えに当たり、下記の事項を承諾します。

## 記

- 1 対象のお客さま番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※対象が複数ある場合

 別紙に記載されている対象のお客さま番号についても確認し、同意します。

- 2 水道メータの取替えに当たり必要となる次の範囲の配管替え及び止水栓の取替えを東京都が行うことに同意します。

 配管替えの範囲

メータ上流側： \_\_\_\_\_ m                      メータ下流側： \_\_\_\_\_ m

 止水栓の取替え

- 3 前項の配管替え（止水栓の取替えを除く）は、メータの取替えを行うための一時的なもの（仮設）であることに同意し、正規な配管への更新は、所有者において行います。
- 4 給水設備の所有者を変更するときは、この承諾事項について、譲受人に承継します。
- 5 配管替え施工において発生する廃材についての処分を依頼します。

(漏水防止用)

削除⇒p352は欠番

### 貸与資料管理表

支所 課 担当					工事件名	水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事)					
					契約期間	令和	年	月	日から	令和	年
監督員					受注者						
1 /		ページ			担当者						
指示番号 作業名	資料等名称	数量	単位	形状	貸与 (複写) 時			返却 (提出) 時			備考
					水道局	受注者		受注者		水道局	
					監督員	受注者名	担当者	受注者名	担当者	監督員	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	
			枚	A 版	( / )		( / )		( / )	( / )	

(注1) 監督員は、この管理表に基づき、個人情報の管理を行う。

(注2) 本様式は、機動作業・給水管耐震強化・材質改善 (私道内給水管ステンレス化工事除く) ・計画作業等に使用する。